

事業別フルコスト情報の把握と開示について

令和3年1月25日
財政制度等審議会
財政制度分科会
法制・公会計部会

1. はじめに

国の行政活動に対する説明責任の履行及び行政効率化を進めることを目的として、平成15年6月に財政制度等審議会において「公会計に関する基本的考え方」が取りまとめられ、平成15年度決算分より、省庁別財務書類の計数を基礎とした国全体のフローとストックの情報を開示する「国の財務書類」の作成・公表が行われている。

さらに、公会計の一層の活用を目的として、同審議会において、平成19年6月に「一層の活用に向けたコスト情報の開示の在り方について」（以下、「在り方報告書」という。）を取りまとめ、新たなコスト情報の開示に関する基本的考え方が示されたところである。

この基本的考え方を踏まえ、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会（以下、「当部会」という。）では、政策別のコスト情報の把握等について検討を重ね、コスト情報の枠組み・構成、共通経費の配分方法等について、平成22年7月に「政策別コスト情報の把握と開示について」として取りまとめ、平成21年度決算分から各省等において政策別コスト情報の作成・公表を行うこととした。

しかしながら、政策別コスト情報は、各省等の個別の政策分野を表す中程度の政策目標を基本単位として作成することとしたため、コストの集計単位が大きく、政策に投入されたコストと定量化されたアウトプット・アウトカムの比較分析が困難な状況にある。それゆえ、各省等において行政活動の効率化・適正化の検討等に資する活用はなされていないところである。

この点につき、平成26年に当部会の下に設置した財務書類等の一層の活用に向けたワーキンググループにより、平成27年4月に取りまとめられた「財務書類等の一層の活用に向けて（報告書）」においては、コスト情報が行政評価等に資するための当面の対応として、

- ・ 直接行政サービスを実施している代表的な事業については、各事業の単位当たりコスト情報を提供してはどうか。
- ・ 資源配分を行っている代表的な事業については、国から交付された資

金が最終的に国民に行き渡るまでの中間コスト（間接経費）についての情報を提供してはどうか。

など、政策別コスト情報の改善についての提言がなされたところである。

この提言を踏まえ、平成 26 年度決算分からは、政策別コスト情報の作成・公表に加えて、「個別事業のフルコスト情報の開示」の取組みを試行的に開始し、各省等はそれぞれの代表的な事業等について事業単位で作成したフルコスト情報の公表を行っている。また、平成 29 年度決算分からは予算の P D C A サイクルに役立つ情報提供という観点を重視し、この取組みの質の改善を図ってきたところである。

このように、政策別コスト情報と個別事業のフルコスト情報の二つのコスト情報が併存する状況を鑑み、活用に資するコスト情報の在り方を再検討するため、令和 2 年 6 月に開催した当部会において、政策別コスト情報の廃止を展望しつつ「個別事業のフルコスト情報の開示」を「事業別フルコスト情報」として本格的に仕組化することを目的とする「コスト情報の活用に向けた小グループ」（以下、「小グループ」という。）を設置することとした。

小グループは令和 2 年 9 月から同年 12 月まで合計 3 回の会合を開催し検討を重ねた。検討に当たっては、平成 19 年度の「在り方報告書」において提言されている「新たなコスト情報の開示に関する基本的考え方」や、これまで試行的に行ってきた「個別事業のフルコスト情報の開示」の取組みの成果などを踏まえ、事業別フルコスト情報の

- ① 意義・目的
- ② 作成する事業の性質（事業類型等）
- ③ 共通経費の配賦方法（フルコストの算定方法）
- ④ 表示・開示方法

等について議論し、「事業別フルコスト情報の把握と開示について（案）」を取りまとめ、当部会において令和 3 年 1 月 25 日に了承を得た。

（1）事業別フルコスト情報の意義・目的

国は様々な行政活動を行っている。行政活動を効率的かつ適正に行っているかを測るためには、これらに要する費用を適切に把握することが重要である。これまで、国においては、各省等の個別の政策分野を表す中程度の政策目標を基本単位として政策別コスト情報を作成してきたが、コストの集計単位が大きく、当該単位で分析しようとした場合に、政策に投入されたコストと定量化されたアウトプット・アウトカムとの比較等が行えず、予算の P D

ＣＡサイクルに活用されていなかった。

このような経緯を踏まえると、事業別フルコスト情報は、個別に分析が可能となる作成単位とすることや、発生主義の視点等から行政サービスの効率化や適正化に資する事業を選定することが重要である。

具体的には、単位当たりコスト等の各種指標を用いることにより、資源配分の効率性、受益者負担の適正性といった検証が可能となる事業や、減価償却資産を保有する事業、フルコストに占める人件費の割合が高い事業など、事業費のみでは実質的な単位当たりコストの把握が困難である事業を重点的に選定すべきである。

事業別フルコスト情報を把握・開示することで、行政担当者にとっては、自ら担当する事業の費用の全体像の把握が一段と容易になり、当該事業に対するコスト意識が一層高まり、経年変化や他事業との比較を通じた効率化・適正化への取組みを促す効果が期待できるものと考えられる。

また、事業別フルコスト情報として把握された事業ごとの費用の全体像を国民に情報提供していくことは、国民の行政活動に関する理解の促進につながるものと考えられる。

このような考え方のもと、各省等が事業の実施主体であり、事業に係る予算の執行責任を負っていることを鑑みれば、事業別フルコスト情報の把握・開示は、まずは各省等が自らの行政活動の効率化・適正化の検討や、予算のＰＤＣＡサイクルに活用することが適当である。その上で、予算編成での活用や、国民に対する情報開示の一層の充実につなげていくことも念頭に置くことが適当である。

事業別フルコスト情報の作成に当たっては、情報の集計・開示の作業に係る事務負担を考慮する必要がある。そのため、適切な算定方法等を設定し、円滑に事業別フルコスト情報を作成できるようにすることが重要である。なお、各省等の事業の特質に応じて、より有効と判断される算定方法等も選択できる配慮も必要である。

（２）事業別フルコスト情報作成に当たっての論点

省庁別・会計別の各財務書類では、それぞれ各省等の所掌又は会計を経理する範囲内における業務の実施に伴い発生した費用及び損失を表す「業務費用計算書」が作成され、それぞれのコストが開示されている。これを基礎として事業別フルコスト情報を作成するに当たり、小グループにおいては、

【事業別フルコスト情報の考え方】

① 事業別フルコスト情報とは、どのようなものか。

【事業別フルコスト情報の作成単位】

② 事業別フルコスト情報について、どのような単位で作成するのか。

【事業別フルコスト情報を作成すべき事業類型】

③ 事業別フルコスト情報について、どのような性質の事業について作成するのか。

【事業別フルコスト情報を作成する事業の選定方法】

④ 事業別フルコスト情報を作成する事業について、どのように選定するのか。

【共通経費の取扱い】

⑤ 共通経費について、どのような取扱いとするのか、また、どのように配分するのか。

【事業の実施に当たり取得した資産の取扱い】

⑥ 各事業の実施に当たり現在使用されている減価償却資産に係る減価償却費をどのような取扱いとするのか。

【他の主体との関係】

⑦ 個々の事業において、国以外の機関や複数の会計が一体となって事業を実施している場合、どのような取扱いとするのか。

【開示方法等について】

⑧ 単位当たりコストといった各種指標をどのように取扱い、事業別フルコスト情報をどのように開示するか。

【財務書類との整合性】

⑨ 財務書類の情報との整合性を図るべきかどうか。

などについて検討を行った。

2. 事業別フルコスト情報の作成について

(1) 事業別フルコスト情報の考え方

「フルコスト」とは、発生主義ベースの情報であり、「事業費」に「人件費」、「物件費」を加味したトータルのコストである。また、国が事業を行うに当たって外部機関を利用した場合には、国のコストと当該機関のコストを集計したものをフルコストとする。

「事業別フルコスト情報」とは、個々の事業ごとにフルコストを構成する各コストの金額や、フルコストを用いて算出した単位当たりコスト等の各種指標をまとめて表示した情報である。

なお、下記「(3) 事業別フルコスト情報を作成すべき事業の種類」において示す「① 補助金・給付金事業型」については、資源配分額そのものではなく、事務費等の資源配分に要したコスト（間接コスト）をフルコストとする。

(2) 事業別フルコスト情報の作成単位

事業別フルコスト情報は、事業単位として広く認知されている行政事業レビューのレビューシート単位を作成単位の基本とすることが適当である。

ただし、レビューシートの単位に関わらず、レビューシートを合算又は分割すること等により、行政活動の効率化・適正化の検討や、予算のPDCAサイクルへの活用等に有用であると考えられる単位となる場合は、各省等において適切な単位で作成することが適当である。

(3) 事業別フルコスト情報を作成すべき事業類型

コスト情報の活用等の観点から、以下に該当する事業について事業別フルコスト情報を作成することが適当である。

① 補助金・給付金事業型

補助金・給付金事業型とは、国が国以外の者に補助金その他の給付金等を交付等する事業をいう。

② 受益者負担事業型

受益者負担事業型とは、国等が特定の者に提供する公の役務に対する反対給付として手数料等を徴収することとしている事業をいう。

③ その他事業型

その他事業型とは、上記①又は②に該当しない事業型であって、行政活動の効率化・適正化の検討や、予算のP D C Aサイクルへの活用等に有用と考えられる事業として、下記に該当するものをいう。

- ・ 減価償却資産を保有する事業
- ・ フルコストに占める人件費の割合が高く、事業費のみでは事業の全体像が把握困難な事業
- ・ 外部委託化を検討又は外部委託後に事業の効率性等の検証を要する事業
- ・ その他予算のP D C Aサイクルへの活用等に有用と考えられる事業 等

また、各事業類型について、国が直接実施する事業（以下、「単独型」という。）と、国が国以外の機関を通じて実施する事業（以下、「外部機関利用型」という。）に区分する。

（４）事業別フルコスト情報を作成する事業の選定方法

事業別フルコスト情報は、原則として各部局（本省内部部局（大臣官房を除く。）及び外局をいう。以下同じ。）ごとに、各事業類型に該当する事業のうち、単独型及び外部機関利用型のそれぞれについて、事業コストの金額が最も大きい事業を選定することが適当である。ただし、行政活動の効率化・適正化の検討や、予算のP D C Aサイクルへの活用等の観点を踏まえ、他に有用と考えられる事業がある場合は、上記事業に代えて選定することが適当である。

また、事業別フルコスト情報は、事業の経年比較の観点から、原則として事業が継続する限り、毎会計年度作成することが適当である。ただし、事業別フルコスト情報の活用等の観点から、必要に応じて選定する事業を見直すことが適当である。

なお、実際に各省等が事業別フルコスト情報を作成する事業の選定に当たっては、作業負担等について十分考慮する必要がある。

（５）共通経費の取扱い

国が事業を行うに当たり、その事業に直接必要となる事業費は、予算書・決算書の項・事項ごとにそれぞれ計上されるが、事業の執行に必要な人件費・物件費は共通経費として別途計上される。フルコストを把握する上では、

このような事業に係る諸活動の経費をできるだけ網羅的に把握する必要がある。このため、事業費に加え、事業の執行に必要とされた共通経費をフルコストに含めることが適当である。例えば、共通経費として一括して計上されている物件費については、各部局における事業を担当する職員数の割合で按分するなど、適切な方法により配分することが適当である。

ただし、共通経費には上記のような経費のほか、事業に直接関わらない部署等の経費も存在する。具体的には、省庁全体の管理運営を行う官房機能などに関する経費（以下、「官房経費等」という。）であるが、官房経費等は、個別の事業の適正化・効率化の検討に活用することは困難であると考えられることから、個々の事業への配分は要しないとするのが適当である。

（６）事業の実施に当たり取得した資産の取扱い

事業の実施に当たっては、予算額が全て費用として費消されるのではなく減価償却資産の取得など資産形成につながるものにも充てられる。このような資産については、実質的なコストを把握する上でも、当該資産に係る減価償却費をフルコストに計上することが適当である。

また、個々の事業において、他の事業より資産を取得・承継することとなり、当該事業にて直接利活用する場合においても、その資産の減価償却費をフルコストに計上することが適当である。

（７）他の主体との関係

各省等の事業は、独立行政法人その他国以外の機関を通じて実施される場合がある。このような事業においては、各省等だけではなく事業を実施する国以外の機関においてもコストが発生する。

したがって、国以外の機関を通じて実施している事業については国以外の機関におけるフルコストを把握し、国におけるフルコストと合算（相殺等）することが適当である。

また、各省等の内部においても、

- ① 一般会計と特別会計があいまって一つの事業を行っているもの
- ② 本省と地方支分部局等が相互に連携して一つの事業を行っているもの
- ③ ①と②との両方にまたがり一つの事業を行っているものが存在する。

①については、国の経理上の区分によるものであり、事業総体のコストを表すという観点からは合算（相殺等）することが適当である。なお、特別会計において、業務勘定のような共通勘定が設けられている場合は、まず、これを各事業勘定に配分した上で合算すべきである。

②については、地方支分部局等においても、本省にならい、事業別フルコスト情報を作成し、これと事業単位が一致する本省の事業別フルコスト情報と合算できるようにすることが適当である。

③については、①及び②に準じた手法により作成することが適当である。

ただし、国以外の機関や地方支分部局等の複数の主体が関係する事業においては、国以外の機関の協力が必要な場合や、本省と組織・体制が異なる場合もあることから、作業負担等に配慮することが必要である。

（８）開示方法等について

フルコストの算定により、その事業に要した費用の全体像を把握できることになるが、事業の効率性や適正性を分析するに当たっては、単位当たりコストといった指標の経年比較、事業間比較などにより分析することが有効である。具体的には以下のような指標が考えられ、コスト情報とともに開示することが適当である。

① 単位当たりコスト

全ての事業別フルコスト情報において開示することが適当である。

② 間接コスト率

補助金・給付金事業型の事業別フルコスト情報において開示することが適当である。

③ 自己収入比率

受益者負担事業型の事業別フルコスト情報において開示することが適当である。

④ その他、事業の効率性・適正性の分析に有効と考えられる指標

上記①から③まで以外で事業の効率性・適正性の分析に有効と考えられる指標がある場合、事業別フルコスト情報において開示することが適当である。

また、ストック情報についても、個別の事業に必要な資産等をできるだけ明らかにするという観点から、事業別フルコスト情報において提供することが適当である。

なお、事業別フルコスト情報を提供するに当たっては、その活用を推進する観点から、データベース形式で開示することが適当である。さらには、より分かりやすく国民に情報提供する観点から、事業の概要、事業のイメージ図・写真、事業のスキーム図といった情報とともに開示することが適当である。

(9) 財務書類との整合性

事業別フルコスト情報は、平成 19 年度の「在り方報告書」において示された財務書類等を活用した新たなコスト情報という位置付けとなることから、基本的には省庁別財務書類等における業務費用計算書との整合性を保つことが適当である。

しかしながら、事業によっては、業務費用計算書のみならず国以外の機関の財務情報等も必要となる場合があるため、各省等の事業の特質に応じた柔軟な対応も必要である。

3. 今後の対応について

事業別フルコスト情報は、これまで述べたように、行政事業レビューにおけるレビューシート単位を算定の基本単位とし、物件費等の共通経費や減価償却費などできる限り事業に関連する費用を配分することにより、事業に要する費用の全体像を表すものである。

小グループでは、これまでに提言のあった「公会計に関する基本的な考え方」や「在り方報告書」等を踏まえつつ、事業別フルコスト情報の意義・目的について整理を行い、どのような作成単位、事業類型、選定方法、開示方法等であれば実務において有効に活用されるかについて議論を重ねた。事業別フルコスト情報を活用することにより、行政担当者が自ら担当する事業のコスト意識を更に高め、行政活動の更なる効率化・適正化につながることを期待する。

一方、行政活動の効率化・適正化に向けた検討を引き続き行っていくことは重要である。今後においても各省等における活用・進展等の状況を踏まえつつ、改善の余地がないか検討し、更なる充実を図っていくべきである。

なお、小グループにおいて議論された「公債に係る利払費の事業別フルコスト情報への表示」については、今後の金利の動向を注視し、必要に応じて検討すべきである。

各省等においては、本提言及び後述する個別の算定方法に沿って、事業別フルコスト情報の作成が行われることを望むものである。なお、本提言により、これまで作成を行っていた政策別コスト情報から事業別フルコスト情報の作成へと見直しを行うことから、平成 22 年 7 月 20 日付「政策別コスト情報の把握と開示について」及び平成 24 年 3 月 21 日付「公債に係る利払費の政策別コスト情報への表示について」は廃止することとする。

個別の算定方法について

各省等が事業別フルコスト情報を作成するに当たっては、できるだけ統一的・整合的な算定方法に基づくことが適当である。一方、現在の行政実務・データの把握状況は各省等により差異が存在する。したがって、個別の算定方法については、各省等の実務での対応が可能な方法とする観点から、適切と考えられる算定方法を提示することとした。

それぞれの項目について適切と考えられる算定方法等は、以下のとおりである。

(1) 人件費等共通経費

① 人件費

人件費は、職員の平均給与額等に、当該事業に従事している職員数を乗じて算出する方法により算定することとする。

② 物件費（庁費・その他経費）

共通経費として計上されている物件費の事業単位への配分に当たっては、まずは各部局へ配分を行い、その後、各部局から事業単位へ配分を行うこととする。

各部局への配分を行うに当たり、各部局に直接帰属することが明らかな経費については、支払実績に基づき各部局へ帰属させることとする。一方、直接帰属させることが困難な経費については、各部局の職員数により按分を行い、それぞれの部局へ配賦することとする。

各部局から事業単位への配分に当たっては、直接事業に帰属することが明らかな経費については、支払実績に基づき当該事業へ帰属させることとし、直接帰属させることが困難な経費については、各部局の職員数のうち、当該事業に従事する職員数の割合により配賦することとする。

③ 庁舎等

庁舎等に係る減価償却費についても、上記②と同様に、まずは各部局へ配分の上、事業単位へ配分することとする。

各部局への配分においては、各部局の占有面積による配賦を原則とし、これにより難しい場合は各部局の職員数により配賦することとする。

各部局から事業単位への配分については、事業ごとの占有面積の把握は困難であると考えられることから、各部局の職員数のうち、当該事業

に従事する職員数の割合により配賦することとする。

なお、上記①から③までの方法により難しい場合には、別途、合理的な方法について各省等において検討の上、配分を行うこととする。

(2) 一般会計と特別会計の合算方法

一般会計及び特別会計において同一の事業単位に係る事業を行っている場合は、各会計において事業単位ごとに集計された費用を合算し、会計間において重複する部分を控除するものとする。

なお、業務勘定など特別会計の各勘定を総括する勘定において、各勘定の事業を実施するための人件費・物件費が計上されている場合は、上記(1)の配分方法により各勘定に配分することとする。

(3) 地方支分部局等で事業別フルコスト情報を作成する際の本省との合算方法

本省及び地方支分部局等が同一の事業を行っている場合は、原則としてこれらの事業別フルコスト情報を合算し、事業全体としてのコストを示すこととする。

なお、地方支分部局等の組織・体制等については、省庁ごとに異なることから、本省の作成方法に準じた配分方法等を採用することが困難な場合は、各省等の判断により他の合理的な方法を採用することとする。

(4) スtock情報の開示内容

減価償却費が計上される資産については、それに対応する資産額を表示する。また、その資産が複数の事業単位により利活用されている場合は、占有面積や占有時間などの占有割合により按分する。ただし、占有割合の把握が困難な場合は、各事業単位の事業費の額等の適切な方法により按分することとする。

また、土地等の非償却資産についても、その資産額を表示することとし、その資産が複数の事業単位により利活用されている場合は、上記と同様に占有面積等により按分することとする。

(5) 単位当たりコスト等の各種指標の表示について

事業別フルコスト情報の作成に当たって表示する各種指標については、下記の方法により算出することとする。

① 単位当たりコスト

フルコストを交付件数、利用者数等の実績等を表す単位で除して得た値とする。

② 間接コスト率

事務費等の資源配分に要したコスト（間接コスト）をその資源配分額で除して得た値とする。

③ 自己収入比率

受益者が負担する手数料等の自己収入額をフルコストで除して得た値とする。

④ その他、事業の効率性・適正性の分析に有効と考えられる指標

上記①から③まで以外で事業の効率性・適正性の分析に有効と考えられる指標がある場合には、事業の特性に応じ、各省等において個別に指標を設定することとする。

以上